

## 漁業権行使規則及び入漁権行使規則の認可についての審査基準

### 1 目的

この審査基準は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）及び山形県漁業調整規則（令和 2 年山形県規則第 66 号）に定めるもののほか、法第 106 条第 7 項及び第 9 項の規定による漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下「行使規則」という。）を認可する際の審査基準について定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第 5 条第 1 項に基づき定めたものである。

### 2 審査基準

行使規則の認可についての審査基準は次のとおりとする。

- (1) 総会若しくは総代会において、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。以下「組合法」という。）第 50 条第 5 号（第 52 条第 6 項で準用する場合を含む。）の規定に基づく特別決議又は総会の部会において組合法第 51 条の 2 第 6 項第 2 号の規定に基づく決議（入漁権行使規則については除く。）が行われていること。
- (2) 法第 106 条第 3 項に掲げる事項が規定されていること。なお、同項第 1 号の「組合員行使権を有する者の資格」については、人種、信条及び性別をその要件としていないこと。
- (3) 第一種共同漁業を内容とする団体漁業権に係る行使規則については、組合法の規定による総会、総代会又は総会の部会の決議前に、法第 106 条第 4 項の規定による同意を得ていること。
- (4) 漁業調整上の支障がないこと。
- (5) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者については、組合員行使権を有する者の資格を有しない旨の規定があること。